

「貸金庫規定」新旧対照表（2026 年 4 月 1 日改定）

（下線部が改定箇所）

改定後	現行
第 1 条【格納品の範囲】 (1) (略) (2) (略) (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> 第 2 条【利用目的の確認】 (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借り主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>当行は、貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利</u>	第 1 条【格納品の範囲】 (1) (略) (2) (略) (3) <u>爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。</u> (新設)

用状況を確認させていただきます。

第 3 条【契約期間等】（略）

第 4 条【使用料】（略）

第 5 条【鍵等の保管】

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借り主が保管し、副鍵は当行立ち会いの上、借り主が届出の印章（または署名）により封印し、当行または当行が指定する第三者が保管します。なお、正鍵の複製はできません。
- (2) （略）

第 6 条【貸金庫の開閉】

- (1) （略）
- (2) （略）
- (3) （略）
- (4) （略）
- (5) 貸金庫内函の所定の位置への返却については、借り主または代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内函の返却を失念したことにより格納品の紛失、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 2 条【契約期間等】（略）

第 3 条【使用料】（略）

第 4 条【鍵等の保管】

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借り主が保管し、副鍵は当行立ち会いの上、借り主が届出の印章（または署名）により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。
- (2) （略）

第 5 条【貸金庫の開閉】

- (1) （略）
- (2) （略）
- (3) （略）
- (4) （略）
- (5) 貸金庫内箱の所定の位置への返却については、借り主または代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内箱の返却を失念したことにより格納品の紛失、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条【届出事項の変更等】（略）

第8条【印章、鍵、ご利用カードの喪失時等の取扱】

- (1) （略）
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、当行所定の手続に従い、錠前等の取替および当該作業に付随する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) （略）

第9条【成年後見人等の届出】（略）

第10条【暗証照合等】（略）

第11条【印鑑照合等】

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出または登録の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱をしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第6条【届出事項の変更等】（略）

第7条【印章、鍵、ご利用カードの喪失時等の取扱】

- (1) （略）
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) （略）

第8条【成年後見人等の届出】（略）

第9条【暗証照合等】（略）

第10条【印鑑照合等】

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱をしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第 12 条【損害の負担等】（略）

第 13 条【解約等】

- (1) この契約は、借り主または代理人の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章、半自動型貸金庫（自動解除式）、半自動型貸金庫（カード解除式）、全自動型貸金庫についてはご利用カードも持参し、当行所定の手続をした上、貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借り主が使用料を支払わないとき
 - ② 借り主について相続の開始があったとき
 - ③ 借り主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借り主または代理人がこの規定に違反したとき

第 11 条【損害の負担等】（略）

第 12 条【解約等】

- (1) この契約は、借り主または代理人の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章、半自動型貸金庫（自動解除式）、半自動型貸金庫（カード解除式）、全自動型貸金庫についてはご利用カードも持参し、当行所定の手続をした上、貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借り主が使用料を支払わないとき
 - ② 借り主について相続の開始があったとき
 - ③ 借り主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借り主または代理人がこの規定に違反したとき

⑥ <u>借り主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借り主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容（令和8年4月1日以前にこれと同様の申出があった場合におけるその申出内容を含みます。）に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引、不正な目的に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と判断したとき</u> (3) (略) (4) 前3項による貸金庫の明け渡し、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。	⑥ <u>法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑦ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> (新設) (3) (略) (4) 前3項による貸金庫の明け渡し、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。
---	--

(5) (略)

(6) (略)

第 14 条【取引の制限等】

(1) 当行は、借り主または代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借り主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

(2) (略)

(3) 第 1 項の確認や資料の提出の依頼に対する借り主または代理人の対応、具体的な取引の内容、借り主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

(4) 前 3 項までの定めにより取引が制限された場合であっても、借り主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

(5) (略)

(6) (略)

第 12 の 2 条【取引の制限等】

(1) 当行は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人（以下、「代理人」）の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

(2) (略)

(3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する借り主または代理人の対応、具体的な取引の内容、借り主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

(4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、借り主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第 15 条【貸金庫の修繕、移転等】

- (1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項のほか、貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借り主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当行は借り主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当行指定の日に生じるものとします。
- (3) 前項に基づき貸金庫の変更をする場合には、借り主は当行による通知内容に従って当行所定の手続を行うものとします。この場合、借り主が当行所定の手続を行うまでの間、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉の上、内函ごと貸金庫の格納品を取り出し、当行指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。なお、当行は貸金庫の格納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借り主の負担とします。

第 16 条【緊急措置】

格納品の引渡請求権に対する差押え（租税債権に基づくものを含むます。）があった場合、その他法令の定めるところにより貸金庫の開

第 13 条【貸金庫の修繕、移転等】

- (1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (新設)

第 14 条【緊急措置】

格納品の引渡請求権に対する差押え（租税債権に基づくものを含む）があった場合、その他法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求

扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉する等の臨機の処置をすることができるものとします。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 17 条【譲渡、転貸等の禁止】（略）

第 18 条【代理人】（略）

第 19 条【保証人】（略）

第 20 条【準拠法、裁判管轄】

この取引の契約準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、お取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 21 条【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 15 条【譲渡、転貸等の禁止】（略）

第 16 条【代理人】（略）

第 17 条【保証人】（略）

（新設）

第 18 条【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由がある と認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。